開 示 請 求 書

広域連合議会	議長			年	月	日
	開示請求者	住所又	又は居所			
		氏	名			
		電話者	番号			
	が 齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関 り保有個人情報の開示を請求します。	する条	:例第19	条第15	質の規定	定に基
開 示 を 請 求 す る 保有個人情報	(保有個人情報を特定できるように具体的に	記入して	てくださレ	' 。)		
開示の実施 方 法 等	1 又は 2 に○印を付してください。 1 を選ぶださい。 ださい。 1 事務局における開示の実施を希望する 【実施の方法】□閲 覧 □写しの交 【実施希望日】 年 月 2 写しの送付を希望する。	。 E付			を記載	さしてく)
開示請求者	┃ □本人 □法定代理人 □任意代理』	<u>ل</u>				
請求者本人確認書類	□ 運転免許証 □ 個人番号カード又は住民基本台帳カード □ 在留カード、特別永住者証明書又は特別 録証明書 □ その他 ※請求書を送付して請求する場合には、加えて	川永住 者	が証明書と	みなされ		
本人の状況等	(法定代理人又は任意代理人が請求する場 1 本人の状況 □未成年者 (年 □成年被後見人 □任意 2 本人の氏名 3 本人の住所又は居所	月代理人	日生)	てくださ	_ Ž^,°)	
法定代理人が 請求する場合	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書 請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事					さい。)
任意代理人が請求する場合			-			

開示決定通知書

第		号
年	月	H

様

広域連合議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、長崎県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することを決定しましたので通知します。

開 示 す る保 有 個 人 情 報	(全部開示・部分開示)	
不開示とした部分と その 理 由		
開示する保有個人情報の利用目的		
開示の実施の方法等		
事務所における開示を 実施することができる 日 時 及 び 場 所	期間: 月 日から 月 ※土・日・祝祭日を除く。 時間: 場所	日まで
写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用 (見込額)		
事務担当課	課(電話)

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

非開示決定通知書

		第年	月	号日
1	兼			
	広域連合議会議長			印
崎県後期高齢者医療	日付けで開示請求のありました保有個人 広域連合議会の個人情報の保護に関する条例 りその全部を開示しないことと決定しましたの	第24	条第2	項の規
開示請求に係る保有個人情報の名称等				
開示しないことと した 理 由				
事 務 担 当 課	課(電話)	

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

開示決定等期限延長通知書

		第年	月	号 日
	様			
	広域連合議会議長			印
後期高齢者医療広	月 日付けで開示請求のあった保有個人情報 或連合議会の個人情報の保護に関する条例第2 開示決定等の期限を延長することとしましたの [~]	5条第	2項0	り規定に
開示請求に係る 保有個人情報の 名 称 等				
延長後の期間	日(開示決定等期限年	F	1	日)
延長の理由				
事務担当課	課(電話)		

開示決定等期限特例延長通知書

		第 年	月	号 日
	様			
	広域連合議会議長			印
後期高齢者医療広	月 日付けで開示請求のあった保有個人情報 或連合議会の個人情報の保護に関する条例第2 定等の期限を延長することとしましたので通知	6条の	•	
開示請求に係る 保有個人情報の 名 称 等				
条例第26条の 規定(開示決定等 の期限の特例)を 適用する理由				
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分につい、残りの部分については、次に掲載する期間行う予定です。) 年 月 日			
事務担当課	課(電話)		

第三者意見照会書

				第年	月	号 日
	様					
		広域ì	車合議会議長			印
齢者医療広域連合議会 示請求があり、当該係 条例第27条第1項の つきましては、おう るときは、同封した きますようお願いしま	展有個人情報について 対規定に基づき、御意 手数ですが、当該保有 「保有個人情報の開示 きす。 でに意見書の提出がな	関する多 開示決定 見を伺う 個人情報 決定等に	条例第19条第1 官等を行う際の こととしました 最を開示すること に関する意見書」	I 項の規 参考とで につる を提出	規定によっている。当場では、	よめ、見がたがただった。
開示請求に係る保有 個人情報の名称等						
開示請求の年月日	年	月	日			
開示請求に係る 保有個人情報に含ま れている(あなた、 貴社等)に関する 情報の内容						
意見書の提出先		課(電記	舌)	
意見書の提出期限	年	月	Ħ			

第三者意見照会書

					第 年	月	号 日
	様						
			J	広域連合議会議長			印
るときは、同封した きますようお願いしま	合議会の個人情 当該保有個人 第2項の規定に 等数ですが、当 「保有個人情報 では、 でに意見書の扱	情報の保 情報に 基づき 当該保有 最の開示	護い 進 が ほき	て開示決定等を行う 即意見を伺うこととし 人情報を開示すること	条第13)際のを ました とにつま を提り	頂の規 で き。 さ 出して	定によ するた 見があ いただ
開示請求に係る保有 個人情報の名称等							
開示請求の年月日	年	月	日				
条例第27条第2項 第1号又は第2号の 規定の適用区分及び その理由	適用区分(適用理由)	□第1	号、	□第2号			
開示請求に係る 保有個人情報に含ま れている(あなた、 貴社等)に関する 情報の内容							
意見書の提出先			課	(電話)	
意見書の提出期限	年	月	日				

第三者開示決定等意見書

広域連合議会議長	年 月 日 (ふりがな) <u>氏名又は名称</u> (法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)
年 月 日4 意見を提出します。	住所又は居所 (法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地) 付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり
開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示に関してのご意見	□ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1)支障(不利益)がある部分 (2)支障(不利益)の具体的理由
連 絡 先	
意見書の提出先	課(電話)

[記入方法]

1.「開示に関してのご意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的理由について記載してください。

2.「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

反対意見書に係る開示決定通知書

				第 年	月	日台
	様					
		広	域連合議会議長	莹		印
書」の提出がありま で、長崎県後期高齢 項の規定により通知	者医療広域連合議	限について	は、次のとお	り開示決	:定しま	したの
開示請求に係る保有個人情報の名称等						
開 示 す る こ と と し た 理 由						
開示決定をした日	年	月	日			
開示を実施する日	年	月	日			
事務担当課		課(電	話)	

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

開示の実施方法等申出書

			第 年	月	号 日
広域連合議会議長		住所又は居所			
	申出者	氏 名			印
		電話番号			
長崎県後期高齢者図 の規定に基づき、次の	医療広域連合議会の個人情)とおり申出ます。	報の保護に関する	条例第	28条	第3項
保有個人情報開示決	文書番号				
定通知書の番号等	日 付				
開示請求に係る保有 個人情報の名称等					
		1 全部			
	1 閲 覧	2 一部)
	2 複写したもの	1 全部			
実施の方法	の交付	2 一部)
	3 その他	1 全部			
	()	2 一部)
開示の実施を希望する日	年月	日 午前	• 2	午後	
「写しの送付」の	有 : 同封する切手の	額	円		
希望の有無	無				

訂 正 請 求 書

広域連合議会議	年 月 日 長
	訂正請求者 住所又は居所
	氏 名
	電話番号
	合者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定に基づ 会有個人情報の訂正を請求します。
訂正請求に係る 保有個人情報の 開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づ き開示を受けた 保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 、日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨 及 び 理 由	(趣旨)
訂正請求者	□ 本人 □ 法定代理人 □任意代理人
請求者本人確認書類	□ 運転免許証 □ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □ その他 ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
本人の状況等	(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) 1 本人の状況 □未成年者 (年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 2 本人の氏名 3 本人の住所又は居所
法定代理人が請求する場合	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()
任意代理人が請求する場合	委任代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 □委任状 □その他 ()

訂 正 決 定 通 知 書

		第年	月	号日
;	策			
	広域連合議会議長			印
後期高齢者医療広域	日付けで訂正請求のあった保有個人情報は連合議会の個人情報の保護に関する条例第3 正することと決定したので通知します。			
訂正請求に係る保有個人情報の名称等				
訂正請求の趣旨				
訂正決定をする	(訂正内容)			
内容及び理由	(訂正理由)			
事務担当課	課(電話)			

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

非訂正決定通知書

	第 年	月	号 日
様			
広域連合議会議長			印
年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例第より、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知しま	3 4 条第		
訂 正 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 名 称 等			
訂正をしないことと した 理 由			
事務担当課課(電話)			

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

訂正決定等期限延長通知書

		第 年	月	号 日
	様			
	広域連合議会議長			印
後期高齢者医療広り	月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報は 或連合議会の個人情報の保護に関する条例第3 引示決定等の期限を延長することとしましたので	5条第	2項の	対規定に
訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等				
延長後の期間	日(訂正決定等期限 年	J	1	日)
延長の理由				
事務担当課	課(電話)		

訂正決定等期限特例延長通知書

			第年	月	号 日
	様				
		広域連合議会議長	ii.		印
後期高齢者医療広場	目 日付けで訂正請求 域連合議会の個人情報の E等の期限を延長するこ	保護に関する条例第	第36条の熱	•	
訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等					
条例第36条の 規定(訂正決定等 の期限の特例)を 適用する理由					
訂正決定等をする期限	年月日	1			
事務担当課	課	(電話)		

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

		第年	月	号 日
	様			
	広域連合議会議長			印
	に提供している次の保有個人情報につ 合議会の個人情報の保護に関する条例第33条 同条例37条の規定により通知します。			
訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等				
訂正請求者の氏名 等保有個人情報を 特定するための情 報	(氏名、住所等)			
訂正請求の趣旨				
訂正決定をする 内容及び理由	(訂正の内容) (訂正理由)			
事務担当課	課(電話)		

利 用 停 止 請 求 書

広域連合議会議	年 月 日
	請求者 住所又は居所
	氏 名
	電 話 番 号
	合者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定に基づ 会有個人情報の利用停止を請求します。
利用停止請求に 係る保有個人情 報の開示を受け た日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた 保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 、日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の 趣 旨 及 び 理 由	 (趣旨) □第1号相当 → □利用停止、 □消去 □第2号相当 → 提供の停止 (理由)
訂正請求者	□ 本人 □ 法定代理人 □任意代理人
請 求 者 本 人 確 認 書 類	□ 運転免許証 □ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □ その他 ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
本人の状況等	(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) 1 本人の状況 □未成年者 (年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 2 本人の氏名 3 本人の住所又は居所
法定代理人が請求する場合	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他 ()
任意代理人が請求する場合	委任代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 □委任状 □その他()

利用停止決定通知書

	第	号 月 日
様		
	広域連合議会議長	印
崎県後期高齢者医療広域	日付けで利用停止請求のあった保有個人情報につり	
利用停止請求に係る保有個人情報の名称等		
利用停止請求の趣旨		
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)	
事務担当課	課(電話)	

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

非利用停止決定通知書

			第年	月	号 日
様					
	広域i	車合議会議長			印
年 月 日 ^を 崎県後期高齢者医療広域連 定により、利用停止をしない		糞に関する条例 第	育41∮	条第 2 3	
利用停止請求に係る保有個人情報の名称等					
利用停止をしないこととした理由					
事務担当課	課(電話)			

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

利用停止決定等期限延長通知書

		第年	月	号 日
	様			
	広域連合議会議長			印
崎県後期高齢者医	月 日付けで利用停止請求のあった保有個人性 療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例 おり利用停止決定等の期限を延長することとしま	第42	条第2	項の規
利用停止請求に係 る保有個人情報の 名 称 等				
延長後の期間	日(利用停止決定等の期限 年	Ē	月	日)
延長の理由				
事務担当課	課(電話)		

利用停止決定等期限特例延長通知書

		第 年	号 月 日
	様		
	広.	域連合議会議長	印
崎県後期高齢者医療	月 日付けで利用停止請求の 寮広域連合議会の個人情報の係 月停止決定等の期限を延長する	呆護に関する条例第43	条の規定によ
利用停止請求に係 る保有個人情報の 名 称 等			
条例第43条の規定(利用停止決定等の期限の特例) を適用する理由			
利用停止決定等をする 期 限	年 月 日		
事務担当課	課(電話	£)	

審査会諮問通知書

		第 年	号 月 日
	様		
	広域連合議会議長		印
	医療広域連合情報公開・個人情報保護審査 広域連合議会の個人情報の保護に関する条	会に諮問	問したので、
審査請求に係る保有 個人情報の名称等			
審査請求に係る開示決 定等(訂正決定等、利 用 停 止 決 定 等)			
審 査 請 求	(1) 審査請求日(2) 審査請求の趣旨		
諮問日·諮問番号	年 月 日・諮問	号	7
事務担当課	課(電話)		_
(注1)「審査請求に係る	開示決定等(訂正決定等、利用停止決定等	- 詳)」のホ	闌については、

- (注1)「審査請求に係る開示決定等(訂正決定等、利用停止決定等)」の欄については、開示決定等(訂正決定等、利用停止決定等)の日付・記号番号、開示決定等(訂正決定等、利用停止決定等)をした者、開示決定等(訂正決定等、利用停止決定等)の種類、(開示決定、不開示決定等)を記載する。
- (注2)「諮問日・諮問番号」の欄は、長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。